伊賀市公告

上野運動公園内スポーツ施設ネーミングライツ・パートナーの募集にあたり、次のとおり一般公募を行うので、伊賀市会計規則(平成 16 年伊賀市規則第 74 号)第 75 条の規定に基づき公告する。 平成 24 年 12 月 3 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 目 的

民間事業者等との協働により、新たな財源を確保し、施設の良好な管理運営を行うとともに、 民間活用による市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、上野運動公園 内スポーツ施設(以下「施設」という。)のネーミングライツ・パートナー(以下「パートナー」 という。)を募集する。

2 対象施設

次の施設において、それぞれの愛称を一括募集する。

- (1) 上野運動公園競技場 (伊賀市小田町 470 番地)
- (2) 上野運動公園野球場 (伊賀市小田町 317 番地)
- (3) 上野運動公園プール (伊賀市小田町 393 番地)

3 ネーミングライツ料

年額500万円以上(消費税及び地方消費税込み)を希望する。

4 愛称の使用期間

3年以上を希望する。ただし、契約したパートナーには、次回契約期間に際し、優先交渉権を 附与する。

5 愛称の使用開始時期

平成25年4月を予定

6 参加資格要件

募集の趣旨に賛同し、自らパートナーとなることを希望する法人で、契約者の本社・本店所在 地について伊賀市内外を問わない。なお、次に該当するものは応募できないので注意すること。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規 定する暴力団又はその他反社会的団体及びその構成員等
- (2) 伊賀市広告掲載基準第3条の規定に該当する者
- (3) 応募時点で、本市において一般競争入札の指名停止処分中である者
- (4) 市の指定する税を完納していない者

7 ネーミングライツの範囲

- (1) 施設の愛称として、企業名や商品ブランド名を付けることが可能である。
- (2) 利用者の混乱を避けるため、原則契約期間中の名称変更は認めない。
- (3) 一般に伊賀市以外の地域を連想させるような愛称を付けることは認めない。
- 8 パートナーメリット
 - (1) 上野運動公園及び施設内への看板設置
 - (2) 市ホームページ、印刷物(新規作成分)への掲載
 - (3) パートナー作成パンフレット等への愛称や施設写真の掲載
 - (4) その他希望については、施設管理者等と協議の上、決定する。
- 9 関係資料の配布及び質疑回答
 - (1) 期 間 : 平成24月12月3日(月)から平成25年1月31日(木)まで ※ただし、休日は除く。
 - (2) 時 間 : 午前9時から午後5時まで ※ただし、正午から午後1時までは除く。
 - (3) 場 所: 第18項に記載
 - (4) 配布資料 : ① 伊賀市ネーミングライツ導入に関する基本方針
 - ② 上野運動公園競技場ネーミングライツ・パートナー募集要項
 - ③ 施設概要
 - ④ 伊賀市広告掲載要綱
 - ⑤ 伊賀市広告掲載基準
 - ⑥ ネーミングライツ・パートナー申込書(様式第1号)
 - ⑦ 誓約書(様式第2号)

※市ホームページ (http://www.city.iga.lg.jp/) から入手可能。

(5) 質疑回答: 質疑は、回答先を記入の上、質問事項を箇条書にして、持参、郵送又はEメールのいずれかの方法で提出すること。ただし、軽易なものは口頭でも可とする。

提出いただいた質問は、回答と併せて市ホームページで公開する。ただし、 軽易なものは口頭で行うものとする。

10 応募の受付

(1) 期 間 : 平成25年1月7日(月)から平成25年1月31日(木)まで ※ただし、休日は除く。

(2) 時 間 : 午前9時から午後5時まで ※ただし、正午から午後1時までは除く。

(3) 場 所: 第18項に記載

- (4) 応募方法 : 持参又は郵送のいずれかの方法とし、郵送の場合は、募集期間内に届いたものに限る。
- (5) 提出書類 : ① ネーミングライツ・パートナー申込書(様式第1号)
 - ② 愛称のデザイン (案) (任意様式)
 - ③ 誓約書(様式第2号)
 - ④ 地域貢献、スポーツ活動等の支援実績又は今後の計画等(任意様式)
 - ⑤ 会社概要(任意様式)
 - ⑥ 直近3ヵ年の決算報告書(任意様式)(貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書等の財務諸表)
 - ⑦ 印鑑証明書

※応募の申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限る。

⑧ 現在事項全部証明書

※法務局発行のもので、申請日以前3ヶ月以内の証明日のもの に限る。

⑨ 納税証明書

※未納額のない証明

※申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限る。

- ●本市に本店を有する者
 - ・市税完納証明書(市税に未納税額のない納税証明書) =伊賀市発行
- ●本市に支店、営業所、出張所等を有する者
 - ・市税完納証明書(市税に未納税額のない納税証明書) = 伊賀市発行
 - ・消費税及び地方消費税 (未納額のない納税証明書その3)

= 所管税務署発行

- ●三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有する者
 - 納税確認書(県税に未納税額のない納税証明書)

= 所管県税事務所発行

・消費税及び地方消費税(未納額のない納税証明書その3)

= 所管税務署発行

●その他の者

・法人税、消費税及び地方消費税(未納額のない納税証明書その3の3) = 所管税務署発行

(6) 提出部数

A4 (A3用紙の綴込可)とし、正本1部、副本(コピー可)10部を提出すること。

11 選定方法

(1) 庁内で組織する広告事業審査委員会において、伊賀市広告掲載要綱第12条第4項に基づき、 応募者及び愛称等の適否を判断した後、適合すると認められる応募者について、伊賀市が設置 するネーミングライツ・パートナー選定委員会において、第12項の評価基準に基づき、優先交

渉権者等を選定する。なお、応募者に対し、選定委員会への出席を求め、ヒアリングを行う場合もあるが、その際は、事前に文書等で通知するものとする。

(2) 選定の結果は、文書等で通知するものとする。

12 評価基準

- (1) 施設の愛称
- (2) 提示金額
- (3) 契約期間
- (4) 地域貢献度、スポーツ活動等への支援実績又は今後の計画
- (5) その他

13 審査日

平成25年2月8日(金)予定

14 現地説明会

(1) 日 時 : 平成 25 年 1 月 18 日 (金) 午後 1 時 30 分集合

(2) 集合場所 : 上野運動公園スポーツセンター前(公園正面入口付近)

(3) 参加申込 : 説明会の3日前までに企業名、参加人数、担当者及び連絡先をEメール又は

ファックスのいずれかの方法で報告するものとする。

(4) 報告先: 第18項に記載

15 入札保証金

なし

16 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 申込書に記載された内容が不明又は記名押印を欠くとき。
- (2) 募集に際して談合等の不正があったと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

17 その他

- (1) 愛称のデザインについては、愛称決定後にご提案いただいたデザイン(案)を基に、市と協議の上、使用することとする。
- (2) 対象施設を含む上野運動公園では、指定管理者制度を導入しており、施設の管理運営業務は指定管理者が行っているため、愛称決定後は必要に応じてパートナー、指定管理者及び市の三者間でその都度疑義等について協議するものとする。
- (3) 提出書類の提出期限後における書類の追加、修正及び再提出には原則として応じない。
- (4) 提案書類の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、応募者の負担とする。

- (5) その他詳細については、伊賀市ネーミングライツ導入に関する基本方針及び上野運動公園内 スポーツ施設ネーミングライツ・パートナー募集要項の規定によるものとする。
- 18 問い合わせ先

〒518-8501

三重県伊賀市上野丸之内 116 番地

伊賀市企画財政部管財課

電 話 0595-22-9610

ファックス 0595-24-2440

E-m a i l kanzai@city.iga.lg.jp